

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業報告書

■ 施設名

横浜市並木地域ケアプラザ

■ 事業報告

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行ったのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

1 全事業共通

地域の現状と課題について

当ケアプラザ担当エリアには、約 40 年ほど前から入居が始まった高層集合住宅群と戸建て住宅が広がる閑静な住宅街が存在します。近年では、湾岸エリアを中心に、新たな集合住宅等の建設も進みましたが、街開発から 30～40 年以上の年数を経過し、高齢化（並木 1 丁目で 40%、富岡東エリアは 20%前後）、核家族化が進み、介護問題や子育て問題など様々な問題が出てきています。また、一部地域の集合住宅では地縁のつながりが弱く、孤立化防止への対応が課題となっています。

一方、身近な地域で行われるサロン活動や体操教室などの地域の福祉活動は長年継続し活発に実施されていますが、担い手不足は深刻化しています。これらの福祉活動を今後も継続できるよう、助け合いの強化、新たな担い手の育成など、地域とともに取り組むことが今後ますます求められています。

(1) 相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

- 1 地域の方や福祉保健従事者、学校や施設などからの幅広い相談・問い合わせに対し、全職員が“身近な相談窓口”であることを意識して対応しました。
- 2 定期的実施している事業（「介護者の集い」や「子育てサロン」、「障がい者青年学級」など）を通じて、参加者やボランティアから寄せられる相談に対応しながら地域課題を集約しました。
- 3 地域活動交流・地域包括支援センター（生活支援体制整備含）・居宅介護支援・通所介護のそれぞれの部門が連携して、相談に対応しました。

(2) 各事業の連携

- 1 介護保険事業において、利用者・ご家族の意向に寄り添った支援を行いました。日頃から、個々の支援において地域包括・地域交流・生活支援の担当職員とも連携を図り、制度の利用だけでなく、住みなれた場所での生活を支援しました。また、ケアプラザ職員として「地域に向けて何ができるか」についても意識して業務に取り組みました。
- 2 指定管理部門（地域活動交流・地域包括支援センター・生活支援体制整備）においては、「個別の支援から地域の支援へ」を意識し、地域の事業への協力や出張相談などを 5 職種で分担して行いました。定例ミーティングで地域の情報の共有、それぞれの事業の意見交換、進捗確認など振返りを行いました。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

職員全員が法令を遵守し、制度利用を進める中でも、本人の意向を尊重ながら、公平中立に対応しました。

- 1 常勤職員については、資格要件等職員配置基準を満たした配置を行うことはもちろんのこと、コンプライアンス研修を受け、推進ハンドブックを職員全員が携帯し、法律に基づいた公平中立な運営をしました。
- 2 法人の人材育成計画に則り、法人で作成した「地域ケアプラザ業務指針」や「求められる職員像」を活用して効果的に人材育成を進めました。また、今年度は職員の異動が多くありましたが、他部署の経験を活用し職員全体で共有しました。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

よりよい地域支援を実現できるよう、地区社協、自治会町内会、近隣地域ケアプラザや区役所、区社会福祉協議会など関係機関との連携を図りました。

- 1 自治会町内会・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会・近隣施設等関係機関との連携を図り、横浜市社会福祉協議会の進める「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」に区社協とともに取り組みました。
- 2 地域ケア会議や地域の団体の交流会、会場利用団体の交流会等を通じて地域課題の共有化を図るとともに、福祉保健活動団体同士のつながりが持てるよう、情報交換や活動紹介の機会を作りました。
- 3 地域の活動団体や地域の施設等（幼稚園や小学校等）と協力した取り組みを行うとともに、地域に出向くことで関連機関・団体等との関係づくりを進めました。

(5) 区行政との協働

金沢区地域福祉保健計画の推進をはじめ、地域の課題を把握・共有しながら、地域の方、関係各署とともに取り組みました。

- 1 地域福祉保健計画地区別計画の推進について、地域支援チームの一員として積極的に携わり、区役所、区社会福祉協議会、近隣ケアプラザと連携しながら地域の取り組みを支援しました。
- 2 地域包括支援センターで関わるケースの中で特に課題を多く抱えたケースの支援については、随時区と連携しながら対応しつつ、毎月の定例会で全体的な方針について再度検討を行いました。また、元気づくりステーション等介護予防事業や権利擁護事業に関しても、区と連携して進めました。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- 1 地域ケアプラザの事業等を通じて、子ども・高齢・障がいなど様々な対象の方が「集える場」の提供を行い、多世代交流の場作りを行いました。
- 2 子育て世代の養育者の健康づくりの事業を開催しました。
- 3 高齢者の介護予防や健康づくり、仲間づくりにつながる事業を開催しました。
- 4 日頃、ケアプラザにあまり縁のない現役世代や男性も事業に参加できるよう、夜間枠を活用した運動講座を継続開催しました。
- 5 夜間枠を活用した運動講座では、ケアプラザ事業の周知を行い、人材発掘に努めました。
- 6 ボランティア団体、地域団体と協働し、その力を活かした事業を開催し、ボランティアの育成につなげました。
- 7 併設施設の地域活動ホームと協働して「ふれあいハウスフェスタ」を開催しました。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- 1 地域のボランティア団体や当事者団体の活動の拠点として会場を提供するとともに、環境整備を継続して行いました。
- 2 福祉保健関係団体にケアプラザを活用していただけるよう、広く情報発信し、連携の輪を拡げました。
- 3 ケアプラザで活動する団体が、得意を発揮できる事業を企画し開催しました。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- 1 新たなボランティア人材を発掘するために、現役世代や男性が参加している講座でケアプラザの事業について周知を行い、人材発掘に努めました。
- 2 ケアプラザや地域で活動をされているボランティアの方々に、ケアプラザ事業の講師等を依頼することで、ボランティア人材の育成・活動支援を行いました。
- 3 「ボランティア活動をしたい」、「ボランティアによる支援をお願いしたい」という地域のニーズに対し、ボランティア活動者の調整を行いました。
- 4 ボランティア相談に対応できるよう、地域の関係団体や区社協等と連携を図りながら支援しました。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- 1 各事業実施時及び会場利用受付時も地域の声を聞く機会として捉え、来館される方々からの情報収集に取り組みました。
- 2 関係機関・団体の会議、行事等に参加し、情報収集に取り組みました。また事業のチラシ等の配布や掲示を依頼し、情報提供を行うことで、関係機関・団体との連携を図りました。
- 3 地域ケアプラザに登録する福祉保健活動団体の情報を、地域に向けて発信しました。
- 4 様々な方法でタイムリーに情報提供できるように努めました。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- 1 横浜市社会福祉協議会の運営する地域ケアプラザとして、「身近な地域のつながりづくり」、「共助の層を厚くする」を使命に、高齢になっても「住み慣れた場所で暮らせるように」、「地域で元気に活躍してもらえるように」、地域活動交流・地域包括支援センターの内部連携はもとより、区社協の生活支援コーディネーターほか関係機関と協働しながら、地域の中に「ご近所どうしの見守り・ささえあいの仕組み」や「仲間づくり・集いの場」を整備しました。
- 2 すでに具体的に仕組みや場が検討されている活動に関しては、実施に結びつくよう関わりを強化しました。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- 1 高齢者の日常生活に関するニーズについて、シニアクラブや自治会のサロン等に出向いての情報収集はもとより、包括支援センターに寄せられる相談やケアマネジャーから得られる情報等、ケアプラザの各機能を有効活用しての把握に努めました。
- 2 地域情報・社会資源把握については、「地域支援記録」や「地域アセスメントシート」等を活用し、地域活動交流や地域包括センターの職員と一緒に、情報の整理・確認を行いながら地域づくり・関係づくりに取り組みました。

(3) 連携・協議の場

1 所内及び関係機関へのアプローチ

地域アセスメント等で把握した課題については、定期的に地域活動交流・地域包括センター職員との共有を図り（5職種ミーティングを毎月実施）、また、必要時は区役所・区社会福祉協議会・近隣ケアプラザと協働して解決に向けて取り組みました。

2 地域へのアプローチ

日頃より、地区内のシニアクラブやサロン・介護予防活動団体・ボランティア団体・地区民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会等諸団体とのコミュニケーションを図り、ネットワークの構築・強化に取り組みました。

3 協議・検討の場

地域ケア会議や上記ネットワークの会議等の場で「地域で気になること、困っていること」等を協議する機会（年4回）を設け、課題の解決につなげました。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

1. シーサイドタウン地区については、昨年度より取り組んでいる「地区におけるボランティアグループの組織化」を地区社協、区社協、富岡東地域ケアプラザと一緒に進め、「お助け隊なみき」という名称で12月に立ち上げを行いました。

地域がこの活動をどのようにしていきたいかという意向を尊重しながら、よりスムーズなコーディネートを目指しスキルアップに取り組むとともに、まずは安定した活動に向けて継続的な活動支援を行います。

その他、UR団地にお住まいの方を対象にした多世代交流のサロンを、今年度は8月より毎月実施しました。毎回1～2名程度は新規の参加者が来所し、ゆるやかな見守りと、交流の場となりました。

シーサイド商店街の空きスペースの活用に関しては、並木ラボの移転に伴い、まずはラボの活用を目指しエリア会議に出席する中で動向を探りました。

2. 富岡第一地区については、青砥地区で2回多世代交流のサロンを実施し、日頃そういった場に参加したことがない高齢者や親子の外出の機会や交流につなげることができました。次年度以降も継続実施をし、拡大して実施していくことも視野に入れて関わります。

また、富岡商店街の空き店舗については、まずはエリアである富岡地域ケアプラザで認知症カフェを試行的に実施して場を周知するとともに、今後の効果的な活用について検討を進めました。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

1 社会福祉協議会の運営する地域包括支援センターであることを意識しながら、区社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、地域の福祉保健関係者との連携・協力を大切にし、「頼りにされる相談窓口」として業務にあたりました。

2 より身近な場所で相談を受けられるよう、シニアクラブや自治会・町内会のサロンなど地域の方々が集まる場に積極的に赴きました。

3 地域ケア会議や支えあいネットワークの場を有効に活用し、関係機関・団体との情報共有を密に図りました。

②実態把握

- 1 民生委員との情報交換会を開催し、地域課題の共有を図りました。
- 2 地域のサロンや出張相談の場での個別相談に応じ、ニーズの把握に努めました。
- 3 相談集計システムを活用しながら地域ごとの課題を分析し、実態把握に活かしました。

③総合相談支援

- 1 地域の方やケアマネジャー等の関係機関・団体からの幅広い相談に対して、ケアプラザの全職員が相談対応できるよう体制を整え、問合せに対して迅速、的確に情報提供できるよう職員教育を実施しました。また高齢者施設や医療機関、福祉関連情報についての資料を窓口を設置し、必要時にアナウンスを行いました。
- 2 誰もが気軽に安心して相談できる窓口となるように、小さな相談も拾い上げ、各部門で連携しながら適切な対応を行いました。また、必要に応じて継続した対応を図りました。
- 3 遠距離ゆえにケアプラザまで相談に来る事が難しい地区に対して出張相談の場を設け、適切な情報提供を行うとともに、関係機関や制度に繋げました。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- 1 成年後見制度や日常生活自立支援事業について普及・啓発を行い、専門機関とも連携しながら適切な支援を行いました。
- 2 遺言や相続などの「高齢期における心配ごと」に関する情報提供を地域に向けて積極的に行い、「自分らしい老後」を考えていただくための啓発を行いました。
- 3 悪質商法などの消費者被害を少しでも減らせるように、地域に向けた啓発を行い、被害相談に対する適切な支援を行いました。
- 4 「介護者のつどい」では、介護をしている方々の交流の場を設けるとともに、認知症や実際の介護に役立つ学習会を開催しました。
- 5 区社会福祉士部会では、定期的な情報交換や勉強会を開催するとともに、新任ケアマネジャーに対して成年後見制度の研修を実施しました。
- 6 区内で成年後見に携わっている区役所や弁護士等と定期的に事例検討会や情報交換を行い、専門家と繋がりやすい土壌を形成しました。

②高齢者虐待への対応

- 1 地域に向けて高齢者虐待の基礎知識についての普及啓発に努めました。
- 2 高齢者虐待に関わる機関・団体等とのネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見や予防・防止に向けた取り組みを行いました。
- 3 高齢者虐待対応における市町村権限行使に当たっての協力と養護者支援に積極的に取り組みました。
- 4 区社会福祉士部会として、高齢者虐待の防止についての取り組みを検討しました。

③認知症

- 1 認知症の相談に対して、正しい情報提供と適切な支援ができるよう研修会等に積極的に参加するとともに、職員間で情報共有し能力向上に努めました。
- 2 認知症等のご家族を介護されている介護者のため、気軽に参加でき、実際の介護に役立ててもらう「介護者のつどい」を開催し、介護者の支援を行いました。
- 3 認知症キャラバンメイトグループ「ロバの会」の後方支援を行いました。
- 4 認知症の人やご家族が早期に相談に繋がるための地域向けの講座を実施しました。また、認知症初期集中支援チームとも連携して支援に取り組みました。
- 5 認知症で判断能力が低下しても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、成年後見制度の利用について普及啓発活動を行いました。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- 1 地域への出張講座や地域のサロン・行事などへの参加を通して、地域の方に介護保険制度の啓発やケアプラザ事業の周知を行いました。
- 2 民生委員とケアマネジャー、地域包括支援センター・ケアプラザ職員との情報交換会をシーサイドタウン地区で8月に、民生委員とケアプラザとの情報交換会を富岡第一地区で3月に実施しました。
- 3 昨年の事業でニーズのあった個人向けの認知症サポーター養成講座を7月と3月に開催し、認知症理解の普及啓発を行うとともに、介護離職を防げるような地域支援を行いました。

②医療・介護の連携推進支援

- 1 区主任ケアマネジャー部会主催で「ケアマネジャーと薬剤師との情報交換会」を11月に実施しました。
- 2 区内の地域包括支援センターで協働し、「医療ソーシャルワーカーとの情報交換会」を2月に開催しました。
- 3 協力医による健康相談事業を実施しました。(月2回)
- 4 北部主任ケアマネジャー共催で、医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・区役所・包括センターが参加する「在宅医療連絡会」を8月、1月に実施しました。

③ケアマネジャー支援

- 1 区内北部ブロック主任ケアマネジャーで共催して、ケアマネジャー同士の連携およびスキルアップを目的とした「ケアマネカフェ&事例検討会」を6月、10月に開催しました。
- 2 地域包括支援センターの3職種で連携しながら、ケアマネジャーからの相談への対応やサービス担当者会議への参加に積極的に取り組みました。また、必要に応じて同行訪問も実施しました。
- 3 区内主任ケアマネジャーが交替で区ケアマネ倶楽部役員会に出席し、ケアマネジャーのニーズを把握し、情報提供や支援を行いました。
- 4 区主任ケアマネジャー部会で協働して、区内の主任ケアマネジャーを対象とした研修、連絡会を7月に実施しました。
- 5 区主任ケアマネジャー部会で協働して、新任・就労予定のケアマネジャーを対象とした初任者研修を9月、11月、2月に開催しました。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- 1 個別レベルの地域ケア会議では、6月に孤独死、1月に緊急時対応をテーマに実施しました。日常生活圏域の地域ケア会議を9月、3月に実施しました。9月の会議では6月の個別ケア会議を受けて、地域向けの『見守りチラシ』を作成しました。
- 2 UR独居男性見守り訪問事業を5月、11月に実施し、ゆるやかな見守りと地域とのつながりを支援しました。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- 1 サービス担当者会議やケアマネジャーを通じて、ご利用者に地域のインフォーマルサービス等の情報提供を行いました。
- 2 プラン作成委託先のケアマネジャーと日頃から情報交換を行い、サービス担当者会議に積極的に参加しました。
- 3 区の包括保健師部会において区内の情報を共有し、介護予防に関する研修会を3月に行いました。
- 4 金沢シーサイドタウン地区を担当する区と包括の看護職のエリアミーティングを活用して情報共有を行い、ケアマネジメントに活用しました。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

- 1 区役所と連携を図りながら、元気づくりステーションの参加者が主体的に介護予防活動に取り組むことができるよう後方支援を行いました。
- 2 ケアプラザに限らず、シニアクラブや自治会・町内会のサロンなど地域の方々が集まる場で、介護予防に必要な知識と実技を学べるよう、講演会や講座等を積極的に実施しました。
- 3 シニアクラブや自治会、町内会のサロンやお祭り等で健康チェックや健康相談を行うことで高齢者の健康状態を把握し、介護予防の周知・啓発に努めました。
- 4 健康麻雀サロンにおいて、ボランティアコーチによる麻雀講座の充実やメンバーの自主的な取り組みを促すことで、やりがいや仲間づくりにつながるよう支援しました。
- 5 シニアクラブや自主活動を行なっているグループに向けて介護予防に関する出張講座や活動継続のための運営支援を行いました。
- 6 地域で介護予防活動に取り組まれる方々に情報や学ぶ機会を提供し、活動が広がるよう支援しました。

5 その他

併設施設との連携

併設している地域活動ホームシーサイドとは、それぞれの事業や特徴を相互に理解し協力関係を構築しました。また、地域住民に対しそれぞれの施設や業務内容をPRしていくための事業を協同して実施しました。

1 地域ニーズに合わせた事業実施

「ふれあいハウスフェスタ」の協同開催や運営会議等への参加、自主事業への協力など相互に協力しながら事業を展開しました。

2 相互協力にもとづいた運営

定期的に防災会議を開催し、年2回の防災訓練の他に緊急時の対応についても検討し、有事の際に協力して迅速に対応できる体制を整えました。併設施設との覚書にもとづき、水道光熱費、施設の保守・改修等を共同で行い、毎月の調整会議にて効率的な管理運営を検討しました。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

施設の適正な管理について

(1) 施設の維持管理について

当施設は、乳幼児やご高齢の方、障がいのある方など様々な方々にご利用いただいています。安心、安全に利用できる施設となるよう、適正な管理・運営に努めました。

1 衛生管理

快適・安全に利用していただけるよう、日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保ちます。利用者・来館者の衛生環境向上のため、玄関およびデイルーム・トイレ出入口に吸水吸油マットを設置しています。

2 法令にもとづいた施設・設備の保守管理

建築基準法・消防法等の法令にもとづき適正に保守管理を行うとともに、専門業者による定期点検と、職員による日常点検を通じて安全確保に努めました。

3 計画的な施設・設備の改修

快適かつ安全に利用できるよう計画的に施設および設備の補修を実施しています。

4 緊急時の対応

施設や設備の破損や故障については、利用時にご迷惑がかからぬよう関係機関と協議して迅速に対応しています。

(2) 効率的な運営への取組について

公的施設の指定管理者であることを認識し、限られた予算内で適正な運営を行うため、経費の節減や資源の有効活用を心がけました。

1 予算管理にもとづく効率的な経営

コスト意識を持ち、予算内で効率的な運営を行うため、月ごとの収支状況を確認しながら経費節減や資源の有効活用に努めました。

2 省エネルギー対策やリサイクル等への取り組み

不要な電力消費を避け、エアコン等の温度調節を徹底します。また、再生紙や使用裏紙の活用など、日常的にリサイクルを心がけました。照明のLED化も順次進めていきます。

(3) 苦情受付体制について

館内及びサービス利用者の方、及び周辺にお住まいの方からのご意見を頂くための仕組みを設け、適宜対応しました。

1 苦情の受付・解決

法人の苦情解決規則に基づき、苦情受付責任者及び担当者を任命、館内に掲示し、苦情の対応を進めました。また、法人内に第三者委員（苦情解決調整委員）を設置し、受付機会を増やす取り組みを進めました。

2 「ご意見箱」を常設

館内に「ご意見箱」を設置、利用者アンケートの内容も反映し、苦情だけでなく、より使いやすい施設に向けた改善策の提案を積極的に収集しました。

(4) 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

1 「事故・災害・事件対応マニュアル」を整備し、事故、感染症や災害などにも備えるとともに、事故発生時には施設内、法人内及び関係行政機関と速やかに連絡が取れるよう、連絡体制を整えました。

2 福祉避難場所としての役割を認識し、備蓄物資を適切に管理するとともに、災害時における人員の確保、役割の執行が行えるよう、関係行政機関と連携して体制を整備しました。

3 館内利用団体に対しては、避難経路を毎回利用時に伝え、必要な災害を想定した避難訓練を年2回実施するとともに、津波対策避難訓練も実施し、緊急時に対応できる組織づくりに努めました。

(5) 事故防止への取組について

施設内に留まらず、法人内他施設と情報を共有し、分析・予防を検討することにより効率的な事故予防に努めました。

1 事故や感染症、火災等の発生ゼロを目指し、ケアプラザ全体で安全管理に取り組みました。

2 職員会議で事故・リスクの共有を行い防止策を検討しました。

3 地震や津波を想定した災害対策について、マニュアルを活用しながら対処訓練等を行いました。

4 横浜市内の福祉施設の防災について、被災状況報告訓練に参加し緊急時の対応について検討しました。

(6) 個人情報保護の体制及び取組について

法人にて制定した「個人情報の保護に関する規程」及び「地域ケアプラザ等における個人情報の取扱基準」に基づき、個人情報に係る事故防止の取組を徹底しました。

1 個人情報の管理

個人情報が含まれる記録やデータ媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外 の持ち出しを原則禁止するとともに、放置しないよう注視しています。やむを得ず外部に持ち出す場合も、訪問先からの直帰を禁止するなど細心の注意を払いました。

2 パソコンのパスワード設定

パソコンはパスワードを設定し、外部の者が使用できないようにしています。また、パスワードを定期的に変更し、より厳重な管理を徹底しました。

3 個人情報の回覧

個人情報の回覧にあたっては、内部が見えないケースに入れて行い、退出時にはキャビネットに収納し、机の上に放置することがないよう徹底しました。

4 守秘義務の徹底

職員だけでなくボランティア等事業に携わる者すべてに守秘義務について明文化したものを配布・説明し、守秘義務の徹底を図りました。

(7) 情報公開への取組について

1 情報公開の取り組み

法人が制定した「保有する情報の公開に関する規程」に基づき適切に対応しました。

- (1) 規程に基づき、保有している情報を開示します。ただし、個人のプライバシーや法令等の規制で公にすることが出来ない情報など、開示できないものを除きます。今年度はありませんでした。
- (2) 公表に際しては、個人の不利益にならないことや責任者の判断を得ること等を徹底しました。
- (3) 施設概要やサービス内容を地域の方にわかりやすく提供できるよう、閲覧用の事業報告書・決算書、その他情報公表用資料を窓口を設置しました。

2 運営状況等の公開について

法人の運営状況について、事業報告書・決算書の国会ホームページへの掲載等、積極的に情報の公開に取り組みました。施設の事業についても、定期的に広報紙を発行し、地域の方々に周知しました

(8) 人権啓発への取組について

本会の活動理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」に基づき、本人家族の意向を尊重して対応を進めました。

- 1 日常的に、「高齢者虐待防止」、「認知症の理解」、「障がいのある方への配慮・理解」等をベースとした地域住民に向けた啓発を行いました。また、介護保険事業においては、業務マニュアルの中に倫理規程を設け、「利用者本位」、「自立支援」の方針に基づいた利用者支援（処遇）に努めました。
- 2 施設を利用する住民の方々のみならず、業務に従事する職員間であっても「互いを尊重し、相手に対する配慮ができているか」を振り返る機会を設けました。

(9) 環境等への配慮及び取組について

ヨコハマ3R夢プランに基づき、ゴミの少量化、資源の有効活用、地球温暖化防止対応など環境に配慮しました。

1 ゴミの少量化

貸館利用団体には、ゴミの持ち帰りを引き続きお願いしていきます。また、施設独自に推進員を定め、参加人数を踏まえた資料作成や両面コピーの推奨など、ゴミの少量化に努めました。

2 資源の有効活用

ゴミを排出する場合はヨコハマ3R夢プランに基づき適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに活かす取り組みを実施しました。またリサイクルペーパーなどエコ商品を積極的に購入しました。発展途上国のワクチン推進の為のエコキャップ回収を実施していましたが、回収業者が閉業したため中止となりました。

3 地球温暖化防止への対応

利用されている方の状況を踏まえながら、環境に配慮した温度設定に取り組みました。また、積極的に節電に努めながら、施設照明のLED化も進めています。

4 その他の環境への配慮

職員の外出時は自動車の利用は極力避け、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して化石燃料の節約に努めました。また、会車利用時はアイドリングストップなどエコドライブを実施し、公共施設として模範となるような行動に努めました。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤兼務）
- ・ 保健師 1名（常勤）
- ・ 主任ケアマネジャー 1名（常勤兼務）
- ・ 社会福祉士 1名（常勤）
- ・ 介護予防プランナー 1名（非常勤）

《目標に対する成果等》

- 1 サービス担当者会議やケアマネジャーを通じて、ご利用者に地域のインフォーマルサービス等の情報提供を行いました。
- 2 委託先のケアマネジャーと日頃から情報交換を行い、サービス担当者会議に積極的に参加しました。
- 3 区の包括保健師部会において区内の情報を共有し、介護予防に関する研修会を3月に行いました。
- 4 金沢シーサイドタウン地区を担当する区と包括の看護職のエリアミーティングを活用して情報共有を行い、ケアマネジメントに活用しました。

《実費負担》

- ご利用者のご負担はありません。

《その他》

- 介護予防支援事業所内で毎月定期カンファレンスを行い、情報共有、事例検討を行いました。

《利用者実績》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
165	157	157	164	161	170
10月	11月	12月	1月	2月	3月
163	164	164	167	177	180

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤兼務）
- ・ 介護支援専門員 8名
 - 常勤兼務 1名
 - 常勤専従 1名
 - 非常勤専従 4名
 - 非常勤兼務 2名

《目標に対する成果等》

- 要介護認定を受けている在宅の利用者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、ご利用者を取り巻く状況を総合的に捉えたご利用者主体のケアプラン作成に努めました。
- 法令遵守を基本とした公正中立な立場で関係機関と連携し、多様で総合的なサービス調整を実施しました。
- 安心と満足につながる丁寧な支援プログラムを踏まえ、ご利用者の自立支援と介護者にも無理のない、安定した介護体制づくりを支援しました。
- 地域の関係機関との連携に努め、より良いケアプラン作成に活かしました。
- 介護支援専門員として守るべき法令や倫理を自覚するとともに、更なる能力向上を図るために、内外の研修に参加し、支援の質の向上に努めました。

《実費負担》

- ご利用者のご負担はありません。

《その他》

地域の身近な相談窓口としての地域ケアプラザの機能を活かした総合的な支援を行いました。

《利用者実績》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
136	126	127	129	127	131
10月	11月	12月	1月	2月	3月
137	128	127	119	118	114

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 生活指導（相談援助等）
- 機能訓練
- 介護サービス
- 健康状態の確認
- 送迎・入浴・給食

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1 割負担分

（要介護 1）	599 円
（要介護 2）	708 円
（要介護 3）	816 円
（要介護 4）	926 円
（要介護 5）	1034 円

● 加算額

入浴加算	54 円
体制強化加算Ⅱ	7 円
中重度ケア体制加算	49 円
個別機能訓練加算Ⅱ	60 円

● 2 割負担分

（要介護 1）	1197 円
（要介護 2）	1415 円
（要介護 3）	1632 円
（要介護 4）	1851 円
（要介護 5）	2067 円

● 加算額

入浴加算	108 円
体制強化加算Ⅱ	13 円
中重度ケア体制加算	97 円
個別機能訓練加算Ⅱ	120 円

● 3 割負担分

（要介護 1）	1795 円
（要介護 2）	2123 円
（要介護 3）	2448 円
（要介護 4）	2776 円
（要介護 5）	3101 円

● 加算額

入浴加算	161 円
体制強化加算Ⅱ	20 円
中重度ケア体制加算	145 円
個別機能訓練加算Ⅱ	180 円

- 介護職員処遇改善Ⅰ 所定単位数に 1000 分の 59 を乗じた単位数を加算

- 食費負担 750 円

- 行事費用（通常のプログラム以外に行う特別な行事） 実費

《事業実施日数》 週7日（12月29日～1月3日を除く）

《提供時間》 10：15～15：20

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤）
- ・ 生活相談員 4名（常勤・非常勤）
- ・ 看護職員 8名（非常勤・兼務）
- ・ 介助員 10名（非常勤）
- ・ 機能訓練指導員 8名（非常勤・兼務）
- ・ 運転員 6名（非常勤）

《目標に対する成果等》

介護保険法の遵守を基本に、ご利用者一人ひとりの個別性を大切にした通所介護計画を作成しました。また、社会福祉協議会が運営する通所介護事業所として、地域の要介護者の要望に応えられるよう、サービスの質の向上に努めました。

- 介護保険法を正しく理解し、根拠をもって業務にあたるよう、また通所介護計画の理解を深める為、所内研修を実施しました。
- 職員個々のアセスメント能力の向上を図ります。また、ご利用者の情報に関する報告、連絡、相談を職員間で徹底しました。
- 個人情報について漏えい事故がないよう、職員一人ひとりが意識をもって取り扱いました。
- 職員によりサービスの質が異なることのないよう、積極的に職員研修を実施し業務の質の向上及び標準化を図りました。

《その他》

- 個々のご利用者の立場に立った、安心・安全・安定を基本とした、質の高いサービス提供を行いました。
- 介護保険事業所としてご利用者・ご家族、居宅介護支援事業所から選ばれる施設運営を目指しました。
- 介護保険の基本である「自立支援」の理念にもとづいた、利用者本位のサービス提供を心がけました。
- 多くのご利用者に来ていただくため、各居宅支援事業所と連携をはかるとともに、機能訓練や認知症予防を重視したレクリエーションに力をいれていきました。

《利用者実績（延べ人数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
501	533	556	545	556	543
10月	11月	12月	1月	2月	3月
576	559	488	443	439	481

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 生活指導（相談援助等）
- 機能訓練
- 健康状態の確認
- 送迎・給食・入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要支援1）		1766円
（要支援2（1））		1766円
（要支援2（2））		3621円
体制強化加算Ⅱ（要支援1）	1ヶ月	26円
（要支援2（1））	1ヶ月	26円
（要支援2（2））	1ヶ月	52円

- 2割負担分

（要支援1）		3531円
（要支援2（1））		3531円
（要支援2（2））		7241円
体制強化加算Ⅱ（要支援1）	1ヶ月	52円
（要支援2（1））	1ヶ月	52円
（要支援2（2））	1ヶ月	103円

- 3割負担分

（要支援1）		5297円
（要支援2（1））		5297円
（要支援2（2））		10861円
体制強化加算Ⅱ（要支援1）	1ヶ月	78円
（要支援2（1））	1ヶ月	78円
（要支援2（2））	1ヶ月	155円

※要支援2（1）は要支援2で週1回程度ご利用の方
 要支援2（2）は要支援2で週2回程度ご利用の方

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ
 所定単位数に1000分の59を乗じた単位数を加算します。
- 食費負担 750円
- 行事費用（通常のレクリエーション以外に行う特別な行事） 実費

《事業実施日数》 週7日（12月29日～1月3日を除く）

《提供時間》 10：15～15：20

《職員体制》

- ・ 管理者 1名（常勤）
- ・ 生活相談員 4名（常勤・非常勤）
- ・ 看護職員 8名（非常勤・兼務）
- ・ 介助員 10名（非常勤）
- ・ 機能訓練指導員 8名（非常勤・兼務）
- ・ 運転員 6名（非常勤）

《目標に対する成果等》

介護保険法の遵守を基本に、ご利用者一人ひとりの個別性を大切に第1号通所介護計画を作成しました。また、社会福祉協議会が運営する第1号通所介護事業所として、地域の要支援者の要望に応えられるよう、サービスの質の向上に努めました。

- 介護保険法を正しく理解し、根拠をもって業務にあたるよう、また介護予防通所介護計画の理解を深める為、所内研修を実施しました。
- 職員個々のアセスメント能力の向上を図ります。また、ご利用者の情報に関する報告、連絡、相談を職員間で徹底しました。
- 個人情報について漏えい事故がないよう、職員一人ひとりが意識をもって取り扱いました。
- 職員によりサービスの質が異なることのないよう、業務の標準化を図りました。

《その他》

- 個々のご利用者の立場に立った、安心・安全・安定を基本とした、質の高いサービス提供を行いました。
- 介護保険事業所としてご利用者・ご家族、居宅介護支援事業所から選ばれる施設運営を目指しました。
- 介護保険の基本である「自立支援」と「介護予防支援」の理念に基づいた、利用者本位のサービス提供を心がけました。

《利用者実績（契約者数）》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
15	14	14	14	14	14
10月	11月	12月	1月	2月	3月
14	14	16	14	16	16